

上市町運賃協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び第9条の3第3項の規定に基づき、地域における需要に応じ、地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議するため、上市町運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は次に掲げる者を委員とし、町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (4) 町長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席

とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

（書面による議決）

第7条 軽微な案件については、会長は委員に対し、書面により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、企画課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。